



～個性あふれるまちづくりへ～

第12号 平成15年12月22日発行 ○発行:伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 ○編集:伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局
○事務局:西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1 伊方町役場内 ☎0894-38-2670

合併目標期日は 平成17年3月31日!



平成15年12月15日(月)午後2時から瀬戸町民センターにおいて第12回合併協議会が開催されました。

合併の時期については、新町建設計画の事前協議等の作業期間を考慮すると、現在の合併目標期日(平成16年10月1日)までの合併は困難な状況となったため、修正案が提案され、延期が確認されました。

**第十二回
合併協議会報告**

平成十五年

十一月二十七日(月)

三崎町総合体育館

1、報告された事項

○各小委員会報告

2、確認された事項

(別途記載のとおり)

3、協議された事項

次の事項について提案され、次回以降確認されることになりました。

【継続協議】

○新町の名称について

(別途記載のとおり)

○機構及び組織の取扱い

○一部事務組合等の取扱い

【新規協議】

○ごみ収集運搬業務の取扱い

○学校給食事業の取扱い

4、その他

○新町建設計画(案)の県への意見照会について

・原案どおり県へ意見照会することになりました。

○合併目標期日について

・合併特例法の適用期限及び経過措置等の制定動向などを考慮して、合併の時期の見直しを行い、平成十五年一月十四日に確認された「合併の時期」に関する修正案を合併協議会へ提案することになりました。

《確認された事項》

第10回会議で事前提案された次の項目について協議の結果正式決定されました。

協議第25号

■公共的団体等の取扱いについて(その2)

1. 消防団は合併時に統合するものとし、現に3町の消防団の団員である者については、新町に引き継ぐものとする。
2. 団員の任免、報酬及び手当、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いについては、3町の長が別に協議し新町に引き継ぐものとする。
3. 消防団の組織、階級、定員、訓練、礼式等については、3町の長が別に協議し新町に引き継ぐものとする。
4. 出動指令体制については、合併時に統合する。
5. 消防施設の整備計画については、新町において調整する。

協議第26号

■各種事務事業(電算システム事業)の取扱いについて

1. 住民サービスの低下を招かないよう電算機器及びシステムの統一を図り、合併時に運用ができるよう整備を図るものとする。
2. システムの統一にあたっては、現在の伊方町のシステムに統合するものとし、市町村合併に伴う機能を有する新たなシステムにリプレース(置き換え)する。
3. 本庁及び各総合支所並びに各出張所間を光ファイバーケーブルで結ぶ機密性と信頼性の高い公共ネットワーク環境を、合併までに整備するものとする。

協議第27号

■各種事務事業(介護保険事業)の取扱いについて

1. 第3期介護保険事業計画については、平成17年度に新町において策定するものとし、計画策定までの期間については、旧町の計画を運用する。
2. 資格管理等に係る事務については、3町に相違がないため、現行どおり新町に引き継ぐものとする。
3. 保険給付の内容については、3町に相違がないため、現行どおり新町に引き継ぐものとする。
4. 介護認定審査会については、新町において新たに設置する。
5. 第1号被保険者の保険料については、平成17年4月から新町保険料を設定することとし、月額2,800円を基本として調整を図ることとする。ただし、設定までの間は、従前のとおりとする。
6. 普通徴収の納期は、6月から3月までの10期とする。

〈現況〉	伊方町			瀬戸町			三崎町		
	賦課方式	5段階方式	5段階方式	5段階方式	5段階方式	5段階方式	5段階方式	5段階方式	
基準月額保険料		2,800円	3,200円	3,200円	2,400円	2,400円			
普通徴収の納期		6~3月の10期	6~3月の10期	6~3月の10期	7~2月の8期	7~2月の8期			

7. 介護サービス事業所の運営にあたっては、現在の町からの委託方式を改め、サービス事業所として自主運営することができるよう関係機関と調整をはかるものとする。

☆住民小委員会:新町の名称候補選定作業終了!!☆

~合併協議会委員全員の協議により決定~

番号	名称	よみかた	意味または理由
1	愛西	あいさい	愛媛の最も西に位置する町でありよく判る。またあいさいは愛妻に通じ楽しい未来を感じる。 愛媛県の西の端の町を愛す、西宇和郡を愛す。愛媛は媛の国であり妻を、女性を愛する。 愛媛の西に位置する。
2	伊方	いかた	日本に一つしかない。原発をはじめ「伊方」という名前は世の中に浸透しているため、名前を変えたとすると税金の無駄である。 愛媛県の歴史上の伊豫の方を見つめる永遠の輝きとしての伊方町はやはり3町一致して光り輝く夢を更に更なる明るい町伊方町として。 歴史上由緒ある伊方浦の名を継ぐ伊方町の名称を合併後も使用してほしい。町勢からみても適当。
3	伊瀬岬	いせざき	伊予の国の伊、瀬戸内海の瀬、佐田岬の岬をとって。 3町の一文字。
4	佐田岬	さだみさき	3町が佐田岬半島に位置し、四国最西端の佐田岬を有することから、地理的特徴を表すとともに、新町の地理的なイメージが容易で、対外的アピール、知名度の向上にも寄与する。 日本一長い佐田岬半島に位置し、その名称は全国的に知られていることから、全国へのアピールも容易で、地域住民の一体感も得られると思う。 地理的にみても3町全体に及ぶ名前。古くから使われている名前。語源に先導する、「さきかけ」という意味があり、新町名にふさわしい。総合的にふさわしい。
5	西宇和	にしうわ	現3町とも抵抗なく受け入れられるなじんだ文字、名前が良い。岬半島をさすイメージがある。 みかん産業NO1の愛媛に全国的に西宇和ブランドの名を誇れるみかんの町がアピールできたらと思う。
6	媛西	ひめにし	宇和海の西に位置しており一郡一町としても地理的にわかりやすい地名。 愛媛県の西、日本一長い半島。景色も日本一。愛媛の西の半島の町であることがすぐにわかる。一度覚えてもらったら忘れない。 愛媛の西側という意味。
7	豊予	ほうよ	豊後水道に向かい細長い佐田岬半島、豊予海峡を挟んで大分県と接しており、ロケーション、地域に位置する3町が合併するにふさわしい。 豊予海峡に臨んだ町をイメージ。豊かな伊予の町。自然豊か、人情豊かな町を望む。 四国の西端に位置し、日本一細長い半島。西に豊予海峡、南に宇和海、北に伊予灘、3町ともに農業と漁業の町で共通した生活、歴史、文化をもち合併にふさわしい名称。

第十二回 合併協議会報告

平成十五年
十一月十五日(月)
瀬戸町民センター



- 1、報告された事項
○各小委員会報告
(次ページに掲載)
 - 2、確認された事項
(別途記載のとおり)
 - 3、協議された事項
次の事項について提案され、次回以降確認されることになりました。
- 【新規協議】
○広報公聴関係事業の取扱い
○窓口業務の取扱い
- 【継続協議】
○合併の時期について
○新町の名称について
(次ページに掲載)

《確認された事項》

第11回会議で事前提案された次の項目について協議の結果正式決定されました。

協議第28号

■各種事務事業(ごみ収集運搬業務事業)の取扱いについて

- 1、一般廃棄物処理計画及び分別収集計画については、合併後すみやかに策定するものとする。
- 2、ごみ処理に関する施設は、現行のまま新町に引き継ぐものとする。

〈現況〉

	伊方町	瀬戸町	三崎町
最終処分場	九町字アラカヤ	なし	松3646番地

- 3、ごみ収集業務については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後2年を目途に不均衡が生じないように、新町において調整する。
- 4、指定ごみ袋については、新町において種類・規格・小売価格等の統一を図るものとする。

〈現況〉

小売価格	伊方町	瀬戸町	三崎町
大袋 1枚	10円	12円	※指定なし
中袋 1枚	7円	10円	透明もしくは半透明
小袋 1枚	5円	8円	の市販のもので対応

- 5、生ごみ処理機等の購入費補助制度は、合併時に統合を図るものとする。

〈現況〉

	伊方町	瀬戸町	三崎町
コンポスト	3,000円	・町で現物を購入 5,500円のうち2,800円	・購入価格の1/2 ・限度額3,000円

協議第29号

■各種事務事業(学校給食事業)の取扱いについて

- 1、学校給食の実施については、現行どおり新町に引き継ぐものとし、新町において町内全ての小中学校に給食が提供できるよう合併までに調整する。

〈現況〉

	伊方町	瀬戸町	三崎町
実施回数	週5回(米飯3、パン2)	週5回(米飯5)	未実施
調理方式	共同調理場ウェット方式	共同調理場ウェット方式	
調理員	6名(内臨時4)	4名(内臨時4)	

- 2、児童生徒の学校給食費は、合併時に統一する。
- 3、学校給食費の助成制度については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。

〈現況〉

	伊方町	瀬戸町
徴収額 小学生	219円/食	240円/食
中学生	243円/食	260円/食
町助成額 小学生	11円/食	-
中学生	12円/食	

協議第5号

■機構及び組織の取扱いについて

- 1、現在の伊方町、瀬戸町及び三崎町の庁舎を有効活用した組織・機構とし住民のサービスの低下を招かないよう十分配慮するものとする。
 - ①伊方町役場庁舎を本庁とし、瀬戸町役場及び三崎町役場庁舎は、現在の町の区域を所管する総合支所として合併時に設置する。
 - ②現在の支所、出張所については、現在の区域を所管した出張所とし、その他の出先機関等についても、合併後も存続する。
- 2、新町の組織・機構については「行政組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。

協議第16号

■一部事務組合等の取扱いについて

- 1、3町以外に構成団体のある一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日新たに加入又は調整する。

〈現況〉

八・西衛生事務組合	
八幡浜地区施設事務組合	
愛媛県市町村交通災害共済組合	
南予水道企業団	他

- 2、南予地方水道水質検査協議会については、合併の前日をもって、当協議会から脱退し、新町において合併の日新たに加入する。
- 3、公平委員会事務については、合併の前日をもって委託に関する規約を廃し、新町において合併の日委託する。
- 4、可燃ごみ処理事務については、現在の委託を継続することとし、関係機関と調整する。
- 5、伊方町土地開発公社については、すべて新町に引き継ぎ〇〇(新町名)町土地開発公社として存続するものとする。
- 6、第三セクターについては、現行どおり新町に引き継ぐ。

〈現況〉

	伊方町	瀬戸町	三崎町
法人名	クリエイト伊方	アグリ瀬戸	瀬戸ウインドヒル
資本金	10,000千円	10,000千円	300,000千円
出資額	450万円(45%)	590万円(59%)	3,000万円(10%)
			三崎ウインド・パワー(仮称) ※現在協議中

- 7、3町が出資する財団法人等の出捐・出資については、すべて新町に引き継ぐ。

協議第2号:合併の時期**【修正協議】**

合併の期日は、平成17年3月31日とする。
 なお、「市町村の合併の特例に関する法律」の適用に関して経過措置が講じられたときは、合併協議の進捗状況等を勘案してあらためて協議する。

【修正前】

合併の目標期日を平成16年10月1日までとする。なお、合併の期日については、あらためて協議する。

「市町村の合併の特例に関する法律」の適用に関しての経過措置とは？

◎市町村の合併の特例に関する法律の期限(平成17年3月31日まで)
 「平成16年度:地方行財政重点施策」(平成15年8月総務省)
 ☆現行の市町村合併特例法失効後においては、現行法のような財政支援措置をとらず、さらに自主的な合併を促すための新たな法律を制定。
 また、合併により規模が拡大する基礎的自治体における住民自治を強化するため、合併後の市町村において、合併前の旧市町村単位を基本として、地域共同的な事務を処理する「地域自治組織」制度を創設。
 なお、平成17年3月までに関係市町村が議会の議決を経て都道府県知事への合併申請を終えたものについては、現行合併特例法の財政支援等を経過措置として適用。

と、経過措置を設けると明記されており、実現の可能性は濃厚ですが、今後の国会での審議結果を待つことになります。経過措置が設けられると3月31日ではなく、月初め・年度初めの4月1日の合併も可能となります。

協議第3号**■新町の名称について**

第11回会議に住民小委員会から合併後の新町の名称候補として7つの名称が選定のうえ、提案されていました。協議の手順については「12月15日の会議で協議を行い、協議が整った場合は提案し、確認するものとし、協議が整わなかった場合は、12月25日の合併協議会で投票により決定。」というスケジュール内容を事務局が説明し、協議に入りました。

12月15日開催の合併協議会の協議では、伊方町委員からは「伊方町でお願いしたい。」と意見が出され、瀬戸町委員からは「スケジュールどおりに進めてほしい。」、また、三崎町委員からは「合併に夢を持ちたい、日本一の半島から佐田岬がいい。」という意見が出され、3町間に意見の相違があったため協議が整わず、また、伊方町委員から12月25日に予定の投票に対しても「合併協議の根幹にかかわる重要案件であるので、結論を急がず慎重に協議を重ねるべき。」と、協議延長を求める意見が出されました。

その取扱いについて3町間で調整した結果「12月25日に再び協議を行うこととし、その後の取扱いについても協議会に諮る。」という調整案が出され、了承されました。

今後の作業スケジュールを含め、12月25日開催の第13回合併協議会で新町名称について再び協議が行われます。

3町間の意見調整は容易ではありませんが、関係者が寄り合って相談することが「協議」であり、「相談」とは自分の考えたとおりでいかどうかを他に意見を述べてもらうことです。3町それぞれの要望と譲り合いの精神が、適度にミックスされた円滑な協議が求められています。

小委員会報告【総務小委員会】

平成15年12月10日(水) 伊方町役場全員協議会室

継続審議中の以下の項目について協議されました。

①町議会議員の任期及び定数の取扱いについて

3町議会間での協議の状況についての説明があり、その後、各町議会議長から各町議会の考え方等についての報告を受けましたが、在任特例の適用についての考え方に意見の相違があるため意見集約には至っていないという状況であります。

今後も、3町の議会での意見の集約をお願いし、その結果を受けて審議するという一方で、継続して審議することになりました。

②農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて

3町の農業委員会での意見の集約をお願いし、その結果を受けて、3町の農業委員会事務局で集約された意見について事務局より報告を受け、審議を行い、報告された方針にて、おおむね了承されましたが、今後は、各町の農業委員会での確認を行うこととして、継続して審議することになりました。

③財産の取扱いについて

平成14年度決算に基づく財産に関する説明を事務局より受けました。3町の有する財産、公の施設及び債務は新町に引き継がれるものであるということを基本としつつ、例外的な取扱いが必要な財産の対応について結論が出ていないため、継続して審議することになりました。

【合併協議会のご案内】

協議会は、公開を原則としており、傍聴することができます。なお、会場の都合等で傍聴を制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【第13回 合併協議会】

日時■平成15年12月25日(木)
午後3時～
場所■伊方町民会館 研修室

【第14回 合併協議会】

日時■平成16年1月下旬予定
場所■ 未 定

※お気軽にお問い合わせ下さい。

●ご意見をお寄せ下さい●

合併に関する皆様のご意見をお寄せ下さい。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局

Tel:(0894)38-2670 Fax:(0894)38-2669

ホームページ: <http://www.ikata-setogappei.jp/>

E-mail: is@ikata-setogappei.jp

※ 合併担当窓口 ※

伊方町役場企画財政課 *瀬戸町役場総務課* *三崎町役場総務課*

Tel:(0894)38-0211(代) Tel:(0894)52-0111(代) Tel:(0894)54-1111(代)

Fax:(0894)38-1373(代) Fax:(0894)52-0570(代) Fax:(0894)54-1988(代)